文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属　区民部経済課産業振興係
問合せ先　03 － 5803 － 1173

1 補助金の名称等

6年度調査

補助金の名称	商店街販売促進事業補助金								
根拠規定等	文京区商店街販売促進事業補助金交付要綱								
創設年月	平成	2	年	10	月	経過年数〔自動計算〕	33年	終了予定年月	
見直し年月	令和	6	年	4	月	経過年数〔自動計算〕	0年		
見直しの内容	補助対象者及び共催事業を行った場合の補助限度額の見直し								

予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号
	4 産業経済費	1 商工費	2 商工振興費	12 商店街事業補助	1 商店街販売促進事業補助	121

補助金の種別：☑ 奨励的補助　☐ 施設運営補助　☐ 扶助的補助　☐ 投資的補助　☐ 利子補給

2 補助金の概要

補助目的	商店街の活性化を図り、区民に親しまれる商店街づくりを推進することを目的とする。
補助事業等の内容	商店会が独創的な催事を計画し、事業の実施に要する経費の一部を補助する。
補助対象経費の内容	本事業の実施に要する対象経費から売上、寄付金等を差し引いた額とする。
補助事業者等	☐ 区民　☐ 地域活動団体　☐ NPO（特定非営利活動団体）　☑ 事業者　☐ その他 〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 区内商店会
補助金の算出	☑ 定率（補助率　1/2、2/3（上限あり））　☐ 定額（補助額　　） ☐ 補助単価（補助単価　　単位　　）　☑ その他 〔その他の場合は具体的に記入〕 1商店会につき100万円（補助率1/2）を上限とする。ただし、商店会加入促進審査会で選定された場合、1商店会につき150万円（補助率2/3）を上限とする。 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕
公募の状況	全ての区内商店会に、商店街振興事業説明資料を送付（説明会も実施）
実績報告書時における使途の確認方法	☑ 領収書　☐ 契約書　☐ 決算書　☐ 成果物　☐ その他（　　）

補助・単独の状況	負担割合	区	国	都	補助対象者
☑ 区単独 ☐ 補助（区上乗せ無し） ☐ 補助（区上乗せ有	上乗せの内容・理由				

3 交付実績

（件、千円）

項目	3年度（決算）	4年度（決算）	5年度（決算）	6年度（予算）
交付（見込み）件数	6	8	13	13
決算（予算）額	1,775	3,218	4,347	7,023
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	1,775	3,218	4,347	7,023
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準〔○：適合、△：適合しているが課題あり、×：不適合、－：非該当〕

項目	内容	判定	判定の理由（△、×の場合のみ記載）
必要性（公益性）	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性（有効性）	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性（適格性）（妥当性）※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	当該補助金により、区内商店街が活性化し、個店の販売促進につながった。
課題	補助金を利用する商店会が固定化している。 高齢化等による事業の担い手不足や物価高の影響により、イベント中止となる事例がある。
今後の方向性	補助要件や提出書類等をわかりやすく説明し、より多くの商店会が利用しやすい事業としていく必要がある。